

安全性優良事業所近畿運輸局『大阪運輸支局長表彰』審査基準

1. 近畿運輸局大阪運輸支局管内において、貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けて事業を営んでいる者の事業所であること。
2. 全国貨物自動車運送適正化実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業(以下「Gマーク事業」という。)による**安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている事業所**であること。
3. **表彰日の直前3年間について、近畿運輸局大阪運輸支局の管内で第1当事者としての事故**(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第1号から第6号、第8号、第10号及び第12号から14号に規定する事故をいう。以下同じ。) **又は第1当事者と推定される事故を惹起していない事業所(管内の他の事業所を含む。)**であること。
4. **表彰日の直前1年間について、近畿運輸局大阪運輸支局の管内において監査に基づく行政処分を受けていない事業所(管内の他の事業所を含む。)**であること。
5. 交通事故防止会議、安全衛生委員会(交通事故防止の内容が含まれるものに限る。)、グループによる危険予知訓練、ヒヤリ・ハット活動、交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動、交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など、**定期的な運転者教育が行われている事業所であること。**
6. **デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置される車両の90%以上に装着されている事業所**であり、その効果をドライバー教育等(運輸安全マネジメントや安全運行につながる省エネ運転の実施など)に反映させている事業所であること。
7. Gマーク事業による安全性優良事業所の認定を受けたことにより、当該安全性評価の認定後に荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保した事業所であること又は社内において、定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している事業者であること。
8. 原則として一般社団法人大阪府トラック協会の推薦を受けたものであること。
審査の基準日は、平成30年4月1日とする(ただし、3. 4. の事項を除く)。
ただし、事業者(事業所)は、審査基準日以降表彰の日までの間においても、審査基準を満たしている又は満たさないおそれがないものとする。